

# 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学ミレニアムホール使用要領

平成16年4月1日  
学 長 裁 定

(趣旨)

第1条 この要領は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学ミレニアムホール(以下「ミレニアムホール」という。)の使用に関し必要な事項を定める。

(使用の範囲)

第2条 ミレニアムホールは、次の各号に掲げる用途に使用するものとする。

- (1) 教育を目的とした講演会、公開講座等
- (2) 学術研究を目的とした講演会、研究会等
- (3) 本学の教育研究の進展に寄与すると認められるもの
- (4) 本学が主催する会議、行事等
- (5) 地域への貢献・発展に寄与すると認められるもの
- (6) その他学長が適当と認めるもの

(使用日及び時間)

第3条 ミレニアムホールの使用は、原則として午前9時から午後5時までとする。ただし、学長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

2 ミレニアムホールは、次の各号に掲げる日は使用できないものとする。ただし、学長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月28日から翌年の1月4日までの日(前各号に掲げる休日を除く。)

(使用許可の申請)

第4条 ミレニアムホールを使用しようとする者は、ミレニアムホール使用許可申請書(別紙様式第1号)により、学長に申請しなければならない。

(使用許可)

第5条 学長は、前条の申請を適当と認めた場合は、許可条件を付してミレニアムホール使用許可書(別紙様式第2号)により、使用を許可するものとする。

(使用日時等の変更)

第6条 ミレニアムホールの使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、使用日時等を変更し、又は使用を中止しようとするときは、直ちに届け出て、学長の許可を受けなければならない。

(使用許可の取消)

第7条 学長は、使用者がこの要領及び許可条件に違反した場合には、使用の

許可を取消し、又は使用を中止させることができる。

- 2 前項に定めるもののほか、本学において特別の必要が生じた場合及びミレニアムホールの運営上特に必要がある場合は、使用許可を変更し、又は取り消すことができる。

#### (使用料)

第8条 使用者が、本学又は本学の職員及び学生以外の者である場合は、原則として、使用料を前納しなければならない。

- 2 前項の使用料は、別表のとおりとする。
- 3 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号に該当する場合は、その一部又は全部を返還することがある。
  - (1) 災害その他使用者の責めによらない事由で使用できなくなったとき。
  - (2) 前条第2項の規定により使用の許可を取消し、又は使用を中止させるとき。

#### (使用者の遵守義務)

第9条 使用者は、この要領及び別に定める使用心得を守り、建物、施設及び備品（以下「施設等」という。）を常に善良なる管理者の注意をもって使用しなければならない。

- 2 使用者は、使用を許可された施設等を他の者に、その全部又は一部を転貸してはならない。

#### (現状変更等)

第10条 使用者は、施設等に特別の工作又は変更してはならない。ただし、あらかじめ学長の許可を得た場合は、この限りではない。

#### (損害賠償)

第11条 使用者は、故意又は過失により施設等を損傷又は滅失若しくは許可条件に違反したことにより損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

#### (事務)

第12条 ミレニアムホールに関する事務は、企画・教育部企画総務課が行う。

#### (雑則)

第13条 この要領に定めるもののほか、ミレニアムホールの使用に関し必要な事項は、別に定める。

#### (要領内容の変更)

第14条 学長は、状況の変化その他相当の事由を勘案した上で、この要領の改廃が必要であると認めた場合は、インターネットの利用その他の適切な方法で周知することにより、使用者の事前の承諾を得ることなく、この要領を改廃することができるものとする。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年5月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年11月15日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成19年7月26日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

ミレニアムホール使用料

	時間	
	4 時間未満	4 時間以上 8 時間以内
使用料金	136,900 円	156,100 円

奈良先端科学技術大学院大学ミレニアムホール使用許可申請書

奈良先端科学技術大学院大学長 殿

所属・職  
住 所  
電話番号  
氏 名  
E-mailアドレス

奈良先端科学技術大学院大学ミレニアムホールを下記のとおり使用したいので、許可申請します。

なお、使用にあたっては、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学ミレニアムホール使用要領及び同使用心得を遵守いたします。

使用目的又は会合等の名称	
使用日時	(元号) 年 月 日 ( ) 時～ 時 ～ (元号) 年 月 日 ( ) 時～ 時
参加予定人員	人 (学内者 人、学外者 人)
使用視聴覚機器等	
主催団体名及び責任者名	
※使用料	円

- (注) 1. ※印欄は記入しないでください。  
2. 使用目的又は会合等の名称は、できるだけ具体的に記入してください。  
3. 使用日時には、会場設営等に必要の日数も含めて記入してください。  
4. 学外者のみの使用又は学外の団体等が主催する会合等に使用する場合は、別に定める使用料を納めてください。  
5. 使用する視聴覚機器等は、係員と相談の上記入してください。  
6. 本申請証に記載される個人情報、申請者への連絡、許可証の交付のために利用します。

別紙様式第2号（第5条関係）

（元号） 年 月 日

奈良先端科学技術大学院大学ミレニアムホール使用許可書

申 請 者

殿

奈良先端科学技術大学院大学長

○ ○ ○ ○

奈良先端科学技術大学院大学ミレニアムホールの使用について、下記のとおり許可します。

なお、使用にあたっては、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学ミレニアムホール使用要領及び使用心得を遵守願います。

使用目的又は会合等の名称	
使用日時	(元号) 年 月 日 ( ) 時～ 時 ～ (元号) 年 月 日 ( ) 時～ 時
参加予定人員	人 (学内者 人、学外者 人)
使用視聴覚機器等	
使用料	